

募集要項 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）

職名及び人数	学術専門職員 1名
契約期間	2026年5月1日以降、できるだけ早い時期 ～ 2027年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は1回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院工学系研究科バイオエンジニアリング専攻個別化保健医療講座（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	個別化保健医療講座のプロジェクトの研究の技術支援を行う。健康長寿、生活習慣の個別化フィードバック、リスクモデル構築の領域において、本講座が保有する多様なデータ（詳細な採血データ、ウェアラブルデバイスやアプリから得られるデジタルデータ等）を活用し、新たな解析手法による個別化フィードバックの提供および疾患リスクモデルの構築を進める研究において、研究者をエンジニアリング技術でサポートする業務で、独自のデータサーバー管理も含む。 また、社会連携講座であるため、共同研究先の企業等と連携し、アプリ・ダッシュボード開発を含む研究開発活動の支援業務に携わる可能性もある。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
就業日・就業時間	週4～5日（応相談。月、火、水曜日は必須） 1日7時間（10：00～18：00 ※12:00～13:00 休憩） ※時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給2,500円～3,500円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則55,000円/月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	【Engineer】 1）工学、情報科学、物理工学または関連分野の修士号を有すること。 2）英語でのコミュニケーション能力を有すること。 3）コンピュータネットワーク（VPN、ネットワーク設定）に関する基礎知識を有すること。 4）Linux/Windowsサーバーの運用経験（Windows RDP、xrdp等）を有すること。 5）ソフトウェア DevOps の基本知識（Docker、Git、VM）

	<p>6) 信号処理および機械学習の知識（自己教師付き学習、リソース制約下での微調整、コンピュータビジョン、大規模言語モデル、視覚言語モデル）。</p> <p>7) 医療工学の連携は同一部門内で行われるため、他の専門知識を持つ者（統計的検定、統計モデリング、大規模データセットの取り扱い）と協働できることが求められる。</p>
提出書類	<p>1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし、作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) これまでの研究概要（英語または日本語）A4 で2枚程度</p> <p>3) 研究業績（英語で記載）</p> <p>4) 応募者について意見を求めることができる方 2名の氏名・所属・メールアドレス（少なくとも1名はこれまでの雇用者もしくは指導教員）※確定してからでも可</p>
提出方法	<p>上記書類の電子ファイルを以下の URL のフォームからアップロードして下さい。 https://forms.gle/QRAk8CQsqWPKp3Rb8</p> <p>※応募フォームの提出には、Google アカウントでのログインが必要です。 ※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	2026年2月27日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	<p>〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>大学院工学系研究科バイオエンジニアリング専攻個別化保健医療講座 担当：小川</p> <p>TEL: 03-5841-0892 Email: ogawanobue@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。